

LC 申込内容変更手続きについて

組合員・非組合員		エルダー会員	
変更なし 2023年の内容を継続	新規・変更・解約	変更なし 2023年の内容を継続	新規・変更・解約
所属組合に確認してください	申込書の必要事項をご記入のうえ、所属組合にご提出ください ※返信用封筒が入っている場合は、直接リック局に返信願います。	返信不要です	申込書の必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください
	締切日 所属組合の定める締切日		リック局締切日 10月31日(火)

▶今回、初めてリック火災・生命共済に新規申込みをされる方へ

リックカードを最近1年間利用していない場合、引き落としができないことがあります。できる限り申込書提出時にリックカード届出書にて再度口座登録をお願いします。

引き落としができない場合「郵便振替用紙」と「リック口座再登録用紙」が発行されますので、掛金については「郵便振替用紙」にてお振込みください。

▶掛金の支払い方法

火災共済・生命共済・3大疾病保障のいずれも、リックカードの口座から引き落とします。

引き落とし日 ●半年払い(年2回)・・・1月5日・7月5日
●月払い・・・毎月5日

※月払いの場合は手数料として毎月77円(税込み)をご負担していただけます。

掛金が未納の場合

引き落とし日の翌月の末日までに入金がない場合、契約を解約させていただきます。

☎ 制度に関するお問い合わせ

リック火災共済について

日産労連リック局
☎ 0120-236-932
受付時間/月～金 8:45～17:15(祝祭日を除く)
(携帯でもOK)

☎ 共済金請求に関するお問い合わせ

住宅損害による事故の連絡先

所属組合に申請、もしくは下記へ
こくみん共済 coop(全労済) 住宅損害受付センター
☎ 0120-131-459 24時間/365日OK
※連絡の際に「日産労連リック火災共済の加入者」であることを伝えてください。

個人情報に関するお知らせ

■日産労連の個人情報の保護についての考え方(日産労連プライバシーポリシーより抜粋)

日産労連は、日産労連に集う仲間の雇用の確保、賃金・労働諸条件の改善、働きやすい職場づくり、勤労者のための政策・制度の実現などを目指して活動しています。こうした活動を円滑に遂行するため、日産労連は、氏名、住所、電話番号などの個人情報を取得・利用することがあります。日産労連は、これらの個人情報を保護することの重要性を踏まえ、社会的責任を果たすべく、個人情報を取り扱います。

日産労連プライバシーポリシーは、日産労連のホームページをご覧ください。 [日産労連ホームページ http://www.ngu.or.jp/](http://www.ngu.or.jp/)

<個人情報の利用目的>

日産労連リック局の火災共済・生命共済・退職後の共済や3大疾病保障にご加入のため、記載いただいたリック会員とご家族、または共済金受取人などの個人情報は、共済保険契約の締結・維持管理・共済保険金の支払などの判断に関する業務や、リック局で行う各種サービスのご案内などを目的として利用いたします。

■こくみん共済 coop(全労済)との共同利用について

日産労連リック局は、火災共済・生命共済・新離職者団体生命共済等に係わる個人情報はこくみん共済 coop(全労済)と共同利用いたします。共同利用する項目は以下の通りです。

所属組合名・労組支部コード・従業員番号・職場コード・リック番号・氏名・性別・住所・電話番号・加入、継続申込書記載事項・組合経由の共済金支払手続事項です。

こくみん共済 coop(全労済)の個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

こくみん共済 coop(全労済)ホームページ <https://www.zenrosai.coop/>

■明治安田生命保険相互会社への第三者提供について

明治安田生命保険相互会社の3大疾病保障は、リック局が明治安田生命保険相互会社(共同取扱会社も含まれます。以下同じ)との間で締結した団体保険契約の事務手続きのため、ご案内する申込み用紙で被保険者・保険金受取人の同意を頂いた上で取得し、明治安田生命保険相互会社に対して提供いたします。

明治安田生命保険相互会社の個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

明治安田生命保険相互会社ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

※提供停止について

3大疾病保障に関する個人データと保険金受取人を通じて間接的に取得する個人データ(保険金請求時の必要書類に記載される請求者以外の個人データ等)につきましては、お申出により第三者提供を停止しますのでお申出ください。

お問い合わせ先: 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館4階 日産労連リック局

☎ 0120-236-932 FAX 03-3459-6319

90d23B032 (2023.06.70,500.NLP)

LC 火災共済



火災にも、自然災害にも、**3つのコース**で備えて安心! /



手頃な掛金で抑えたい

そんな方には…

火災保障コース

…………… P3・4

こんなときに保障します




火災など 風水害など

火災保障コース



自然災害にも備えたい

そんな方には…

自然災害標準コース

…………… P5・6

こんなときに保障します





火災など 風水害など 地震など

自然災害標準コース



しっかり自然災害に備えたい

そんな方には…

自然災害大型コース

…………… P7・8

こんなときに保障します





火災など 風水害など 地震など

自然災害大型コース

特約保障

- 類焼損害保障特約
- 借家人賠償責任特約
- 盗難保障特約
- 個人賠償責任特約

…………… P9・10

特約保障のご案内

共有名義物件の加入について…………… P12・13

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド…………… P15・16

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額…………… P17～20

掛金と主な保障額

ご契約のてびき…………… P21～26


ご契約のてびき

スマホで! かんたん見積もり

リック火災共済WEB試算ツール

スマホやパソコンから掛金・保障額を計算できます。

こちらからアクセス



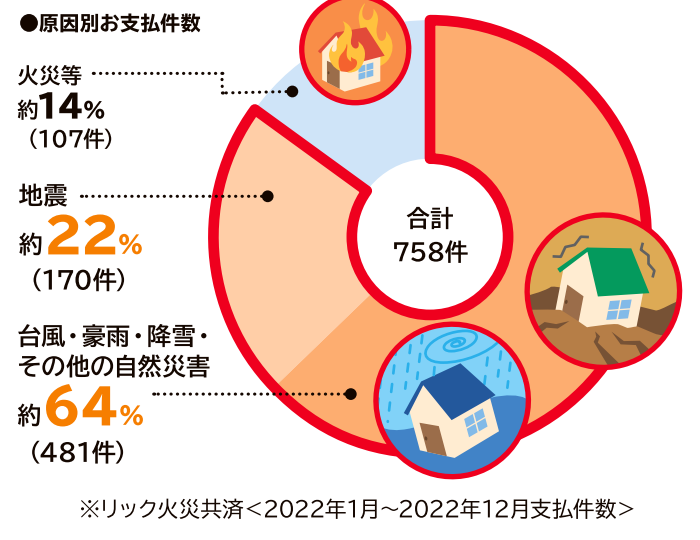
近年増えている
台風や地震



今、ご加入の保障で大丈夫ですか？

ご存知ですか？

昨年の共済金お支払いのうち
**約86%が
自然災害**
によるものです！



リック火災共済なら

3つの保障コースから
希望に合ったものを選べます！

ニーズにあったものを選んでね！ 	手頃な掛金で備えたい方に！	自然災害に備えたい方に！	自然災害にしっかり備えたい方に！ <i>おすすめ</i>
	火災保障コース 詳しくはP3~4へ	自然災害標準コース 詳しくはP5~6へ	自然災害大型コース 詳しくはP7~8へ
保障範囲			
火災など 火災/落雷/破裂・爆発など	<input checked="" type="radio"/> 保障されます	<input checked="" type="radio"/> 保障されます	<input checked="" type="radio"/> 保障されます
風水害など 台風/洪水/降雪・降ひょうなど	<input type="radio"/> 保障されません ・保障額が少なくなります。 ・保障の一部が対象外となります。	<input checked="" type="radio"/> 保障されます	<input checked="" type="radio"/> 保障されます
地震など 地震や津波による損壊・火災 など	<input type="radio"/> 保障されません	<input checked="" type="radio"/> 保障されます	<input checked="" type="radio"/> 保障されます
自然災害コースに付随する保障	<input type="radio"/> 保障されません	<input checked="" type="radio"/> 保障されます	<input checked="" type="radio"/> 保障されます

※詳しい内容・支払条件等は、P3~8、P15~18を必ずご確認ください。

例えば...

もし、風水害にあった場合...

例 風水害により「一部壊」の被害に遭われた場合 (家屋150万円、家財60万円の被害)
※加入内容:家屋20口(2,000万円)、家財10口(1,000万円)合わせて30口(3,000万円)に加入

自然災害への保障なし
火災保障コース
支払われる共済金
46万円
火災共済のみ

自然災害への保障あり
自然災害 大型コース
支払われる共済金
186万円

保障額に
大きな差が
出ます

現在、自然災害共済大型コースにご加入の方は、約20%のみです。

そこで!

自然災害に備えるなら、**自然災害 大型コース** をオススメします!

特約保障をつけてさらに安心をプラス

- 個人賠償責任特約
日常生活に起因した損害賠償を保障
- 盗難保障特約
盗難による家財の保障
- 類焼損害保障特約
契約者宅が火元となり
近隣家屋に与えた損害を保障
- 借家人賠償責任特約
家賃家屋にお住いの方の保障
(借主の過失による家屋の賠償保障)

詳しい内容・加入条件等は、P9~10をご確認ください。

火災保障コース

自然災害 標準コース

自然災害 大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき

保障内容

火災等共済金

火災などのとき

共済期間中に火災、落雷、他人の住居からの水ぬれなどにより家屋・家財に損害が生じたとき。



最高保障額 **5,000** 万円

〔全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合
プラス15%の臨時費用共済金をお支払い(200万円限度)*〕

* 臨時費用共済金…罹災後の臨時的支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

風水害等共済金

風水害などのとき

共済期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。



最高保障額 **300** 万円

〔全壊の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合
プラス15%の臨時費用共済金をお支払い*〕

* 臨時費用共済金…罹災後の臨時的支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

このようなときに
保障します



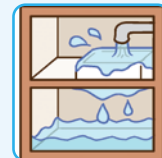
火災



落雷



破裂・爆発



同一建物の
他人の住居からの
水もれおよび
自家の水ぬれ



消火作業による
冠水・破壊



車両の突入



建物外部からの
物体の落下・飛来



突発的な第三者
の直接加害行為
(損害額5万円以上)



* 暴風雨・豪雨・
なが雨



* 突風・旋風
(竜巻含む)・台風



* 高波・高潮・
洪水



* 降雪・降ひょう・
雪崩

* またはこれらによる地すべり・土砂崩れ

● 持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、家財の契約共済金額の20%

* 持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する家屋内から一時的に持ち出された家財

● 失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

● 修理費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する家屋に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、契約共済金額の20%

● 漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、契約共済金額の20%(1世帯15万円を限度)

● 風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

* 貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払い対象外となることがあります。

● 住宅災害死亡共済金

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 150万円 (1人につき1口あたり30,000円)

● バルコニー等修繕費用共済金 (家屋契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円

* 専用使用権付共用部分…共同家屋の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと
(例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など

* 家財のみの契約の場合は、対象外となります。

● 水道管凍結修理費用共済金 (家屋の加入口数が、火災保障コースは4口以上、自然災害標準・大型コースは5口以上加入の場合)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき (パッキングのみの損壊除く)。	10万円

* 凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

● 付属建物等風水害共済金 (家屋の加入口数が、火災保障コースは4口以上、自然災害標準・大型コースは5口以上加入の場合)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

* 付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

保障内容

火災等共済金

火災などのとき

共済期間中に火災、落雷、他人の住居からの水ぬれなどにより家屋・家財に損害が生じたとき。



最高保障額 **5,000** 万円

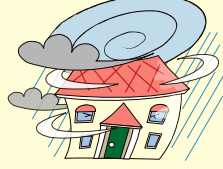
全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合
プラス15%の臨時費用共済金をお支払い(200万円限度)*

* 臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

風水害等共済金

風水害などのとき

共済期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。



最高保障額 **300** 万円

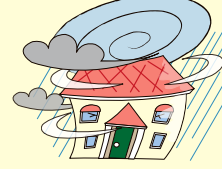
全壊の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合
プラス15%の臨時費用共済金をお支払い*



風水害等共済金 標準コース

風水害などのとき

共済期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。



最高保障額 **1,000** 万円

全壊の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

地震等共済金 標準コース

地震などのとき

共済期間中に地震、噴火、津波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。



最高保障額 **400** 万円

全壊・全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

このようなときに保障します



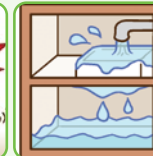
火災



落雷



破裂・爆発



同一建物の他人の住居からの水もれおよび自家の水ぬれ



消火作業による冠水・破壊



車両の突入



建物外部からの物体の落下・飛来



突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)



* 暴風雨・豪雨・なが雨



* 突風・旋風(竜巻含む)・台風



* 高波・高潮・洪水



* 降雪・降ひょう・雪崩

* またはこれらによる地すべり・土砂崩れ



地震による火災・損壊



噴火による火災・損壊



津波による損壊

● 持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

* 持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する家屋内から一時的に持ち出された家財

● 失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

● 修理費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する家屋に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、 契約共済金額の20%

● 漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

● 風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

* 貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払い対象外となる場合があります。

● 住宅災害死亡共済金

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 100万円 (1人につき1口あたり20,000円)

● バルコニー等修繕費用共済金

(家屋契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円

* 専用使用権付共用部分…共同家屋の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと (例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など

* 家財のみの契約の場合は、対象外となります。

● 水道管凍結修理費用共済金

(家屋の加入口数が、火災保障コースは4口以上、自然災害標準・大型コースは、5口以上加入の場合)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき (パッキングのみの損壊除く)。	10万円

* 凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

● 付属建物等風水害共済金

(家屋の加入口数が、火災保障コースは4口以上、自然災害標準・大型コースは5口以上加入の場合)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

* 付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

● 盗難共済金

(盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき)

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額の40%
通貨 (1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円 または、 家財の契約共済金額の40% (いずれか少ない額)
持ち出し家財	100万円 または、 家財の契約共済金額の8% (いずれか少ない額)

* 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災保障コース」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

* 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

* 預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。

・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。

・預貯金が口座から引き出されていたこと。

* 持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

● 傷害費用共済金

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	1事故1名につき200万円 (1口あたり最高 40,000円)

* 「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

● 地震等特別共済金

(加入口数が家屋・家財の契約口数が5口以上の場合のみ対象)

被害内容	支払額
家屋の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	標準コース 1世帯あたり 3万円



火災保障コース

自然災害 標準コース

自然災害 大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき

保障内容

火災等共済金

火災などのとき

共済期間中に火災、落雷、他人の住居からの水ぬれなどにより家屋・家財に損害が生じたとき。

最高保障額 5,000万円

〔全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合
プラス15%の臨時費用共済金をお支払い(200万円限度)*〕

風水害等共済金

風水害などのとき

共済期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。

最高保障額 300万円

〔全壊の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合
プラス15%の臨時費用共済金をお支払い*〕



風水害等共済金 大型コース

風水害などのとき

共済期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。

最高保障額 1,400万円

〔全壊の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合〕

地震等共済金 大型コース

地震などのとき

共済期間中に地震、噴火、津波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。

最高保障額 600万円

〔全壊・全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合〕

このようなときに **保障します**

火災	落雷	破裂・爆発	同一建物の他人の住居からの水もれおよび自家の水ぬれ	消火作業による冠水・破壊	車両の突入	建物外部からの物体の落下・飛来	突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)	*暴風雨・豪雨・なが雨	*突風・旋風(竜巻含む)・台風	*高波・高潮・洪水	*降雪・降ひょう・雪崩	地震による火災・損壊	噴火による火災・損壊	津波による損壊
----	----	-------	---------------------------	--------------	-------	-----------------	--------------------------	-------------	-----------------	-----------	-------------	------------	------------	---------

*またはこれらによる地すべり・土砂崩れ

●持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

※ 持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する家屋内から一時的に持ち出された家財

●風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

※ 貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払い対象外となる場合があります。

●付属建物等風水害共済金

(家屋の加入口数が、火災保障コースは4口以上、自然災害標準・大型コースは5口以上加入の場合)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

※ 付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

●傷害費用共済金

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	1事故1名につき200万円 (1口あたり最高 40,000円)

※ 「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

●失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

●住宅災害死亡共済金

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 100万円 (1人につき1口あたり 20,000円)

●盗難共済金

(盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき)

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額の40%
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円 または、 家財の契約共済金額の40% (いずれか少ない額)
持ち出し家財	100万円 または、 家財の契約共済金額の8% (いずれか少ない額)

※ 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災保障コース」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。
 ※ 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
 ※ 預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
 ・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 ・預貯金が口座から引き出されていたこと。
 ※ 持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

●地震等特別共済金

(加入口数が家屋・家財の契約口数が5口以上の場合のみ対象)

被害内容	支払額
家屋の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	大型コース 1世帯あたり4.5万円

●修理費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する家屋に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、 契約共済金額の20%

●バルコニー等修繕費用共済金

(家屋契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円

※ 専用使用権付共用部分…共同家屋の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと (例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
 ※ 家財のみの契約の場合は、対象外となります。

※ 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災保障コース」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。
 ※ 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
 ※ 預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
 ・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 ・預貯金が口座から引き出されていたこと。
 ※ 持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

●付属建物等特別共済金

(大型コースの家屋契約に5口以上加入している場合のみ対象)
 風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり
地震等による損害額が20万円を超える場合	3万円

※ 付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

●漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

●水道管凍結修理費用共済金

(家屋の加入口数が、火災保障コースは4口以上、自然災害標準・大型コースは、5口以上加入の場合)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損傷が生じ、自己の費用で修理したとき (パッキングのみの損壊除く)。	10万円

※ 凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。



火災保障コース

自然災害 標準コース

自然災害 大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

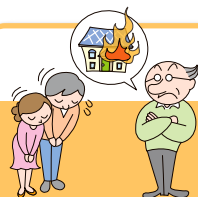
建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき



特約を追加して暮らしにさらなる安心を。



賃貸家屋にお住まいの方へプラスの安心!

借家人賠償責任特約 ● 家財に5口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

賃貸家屋には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

1口あたり掛金 (半年払)	木造構造	230円
	鉄骨・耐火構造	110円
	マンション構造	80円

※年の途中で加入した場合

1口あたり掛金	木造構造	40円/月
	鉄骨・耐火構造	20円/月
	マンション構造	15円/月

※あくまでも保障額は目安です。家屋の延床面積を問わず保障を多くすることもできます。
※最低5口(500万円)~最高40口(4,000万円)の範囲内で加入できます。

損害賠償共済金

支払事由	支払限度額
居住する借用家屋が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	4,000万円 (40口加入の場合)

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用家屋とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用家屋においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

さらにこちら! 賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

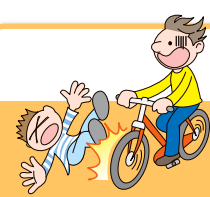
■損害賠償するにあたって要した費用

- ① 損害の防止または軽減のために要した費用のうち、こくみん共済coop(全労済)が和解または調停に要した費用必要または有益であったと認める費用など
- ② 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ③ 示談交渉に要した費用



※月払契約の方も、特約保障の掛金は半年払(1月・7月)となります。

基本保障と合わせて、多くの方が加入しています



賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて!

個人賠償責任特約 ● 家屋・家財で5口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故も多くなっていますので、万に備えましょう。

掛金 (半年払)	1,180円
----------	--------

※年の途中で加入した場合の掛金: 200円/月

損害賠償共済金

支払事由	支払限度額
日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合 (1)日常生活における偶発的な事故 (2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶発的な事故	3億円

対人臨時費用

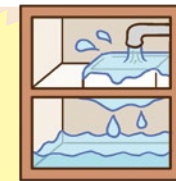
死亡させてしまった場合	一律10万円(1事故1人につき)
10日以上入院をさせてしまった場合	一律2万円(1事故1人につき)
対人事故の場合	一律3,000円(1事故につき1回)

※1つの契約で、ご家族も保障の対象となります。詳しくは、ご契約のてびき「個人賠償責任特約【被共済者の範囲】」をご確認ください。
※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
※ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

示談交渉サービス付き

例えば……

お風呂の水を出しっぱなしにして階下が水浸しになるなど、賠償責任が生じた場合に保障します。



こんな場合にも……

住まいに関する賠償責任以外にも日常生活で生じた賠償責任も保障します。自転車賠償保険への加入を義務付けまたは推奨している自治体が増えています。



万一の盗難にも安心の備え!

盗難保障特約 ● 火災保障コースに家財5口以上加入の場合にセットできます。自然災害標準・大型コースに加入の場合は「盗難共済金」が付帯されているので盗難保障特約に加入できません。(P.6, P.8参照)。

おすすめポイント

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

掛金 (半年払)	550円
----------	------

※年の途中で加入した場合の掛金: 100円/月

盗難共済金

支払事由	支払限度額
盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	300万円

※建物内にある家財のみ保障の対象。車庫やマンション等の駐車場・駐輪場での盗難は保障の対象外となります。

被害内容	支払限度額	被害内容	支払限度額
盗取・汚損・損傷	300万円	預貯金証書	200万円
通貨(1万円以上)	20万円	持ち出し家財	60万円

※左記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。



近隣への延焼による損害に対応!

類焼損害保障特約 ● 家屋・家財で5口以上加入している場合にセットできます。

リック火災共済で一番人気の特約です

おすすめポイント

重過失の場合を除き、他人宅への類焼は損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

掛金 (半年払)	1,150円
----------	--------

※年の途中で加入した場合の掛金: 200円/月

類焼損害共済金

支払事由	支払限度額
家屋から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の家屋およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円

※類焼先の火災保険の支払いが優先されます。

もしも、火元が自宅で近隣の家まで延焼してしまったら……

マンションなどの共同住宅にお住いの場合でも、放水による消火活動で隣や階下の戸室に消防冠水するリスクがあります。また、隣家が火災保険(共済・保険など)に加入していなければ、隣家は生活再建が難しくなってしまうかもしれません。ご近所の方とのその後のお付き合いを考えると、ぜひ加入しておきたい特約です。



火災保障コース

自然災害 標準コース

自然災害 大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分 確認ガイド

掛金と主な保障額

てびき 契約の

加入基準



次のいずれかに該当する家屋が加入いただけます

- 共済契約関係者が所有し、居住している家屋
 - 共済契約関係者が所有し、他人に貸している家屋
 - ※共済契約関係者とは…会員（本人）およびその人と生計を一にする親族をいいます。
 - ※生計を一にするとは…日々の消費生活において、各人の収入や支出のすべてまたは一部を共同で計算すること。同居であることを問いません。ただし、同居であっても明らかに独立した生活と認められる場合は「生計を一にする」とはなりません。
 - ※共有部分になっている場合は、持分にに応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。
 - ※日本国内にある家屋に限ります。
- ・事務所・店舗等併用家屋の扱いについて…詳細はP.24「ご契約のてびき」④保障の対象・家屋を参照
 ※空き家・別荘は新規加入できません。



次に該当する家財が加入いただけます

- 共済契約関係者が居住する家屋に収容されている共済契約関係者が所有する家財
 - 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財
 - ※日本国内にある家財に限ります。
- ・契約の対象とならない家財について…詳細はP.24「ご契約のてびき」④保障の対象・家財を参照

「家財」の備え、忘れていませんか？

住宅ローンなどで加入している「特約火災保険」は建物の保障だけのことも。落雷やボヤの被害は家財に被害が及ぶことがほとんどです。リック火災共済は「家財のみ」の加入もOK！

共済金のお支払い例

家財保障を加入していなかったDさんの場合
 損害額 家財48万円（冷蔵庫、液晶TV、電話機、パソコン等が故障）

契約内容	火災保障コース
建物	20口
家財	0口

木造（年掛金：12,000円）
 鉄骨・耐火（年掛金：7,200円）
 マンション（年掛金：6,000円）

落雷で破損

契約内容	火災保障コース
建物	0万円
家財	0万円

共済金額
0万円

家財保障に加入した場合

契約内容	火災保障コース
建物	20口
家財	10口

木造（年掛金：18,000円）
 鉄骨・耐火（年掛金：10,800円）
 マンション（年掛金：9,000円）

落雷で破損

契約内容	火災保障コース
建物	0万円
家財	48万円+7.2万円（臨時費用）

共済金額
55.2万円

火災等の場合は「実損額」でお支払い

家財保障にしっかり加入していないと、例のように落雷時の家電製品等が故障した際に「保障がない」ことに…



加入できる内容

居住する家屋によって加入できる内容が異なります。

持ち家にお住まいの方

家屋 と 家財



賃貸住宅にお住まいの方 （アパート・寮・社宅など）

家財 のみ



★家屋への保障は…
 “借家人賠償責任特約”へのご加入をおすすめします

貸家をお持ちの方

家屋 のみ



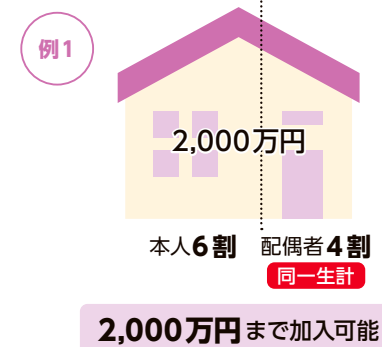
対象物件が共有名義となっている場合のご留意事項

対象物件の所有者がご契約者とは“別生計の親族”や“他人”との共有名義である場合には、適正なご契約をお願い申し上げます。お約束している共済金額がお支払いできないケースがございます。

例 家屋面積80㎡で、家屋2,000万円（20口）まで保障に加入できるケース

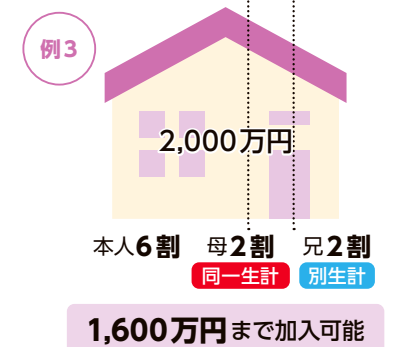
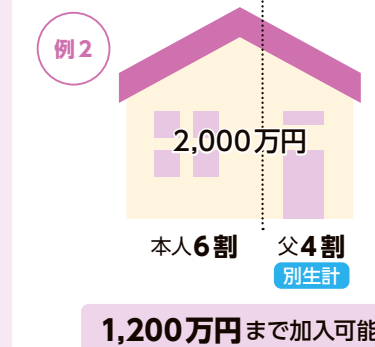
物件を同一生計の親族と共有している場合

持分に関わらず会員本人が家屋2,000万円まで加入できます。



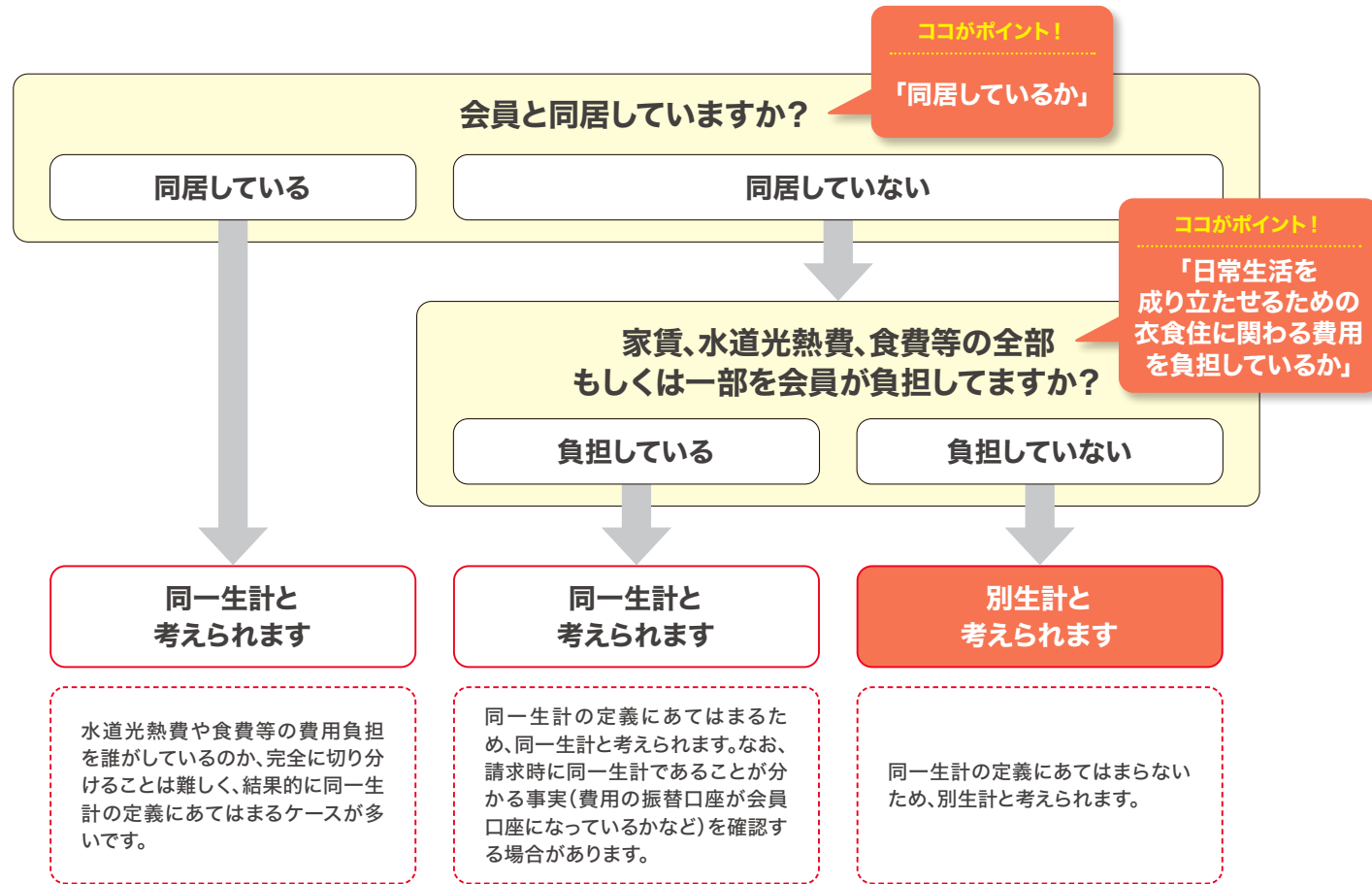
物件を別生計の親族や他人と共有している場合

会員本人が加入できるのは“共済契約関係者(会員本人およびその人と生計を一にする親族)の持分まで”となります。
 (P.13 同一生計かどうかの判断のポイントを参照)



同一生計かどうかの判断のポイント

- ・同一生計の定義にある「日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。」とはどういうことでしょうか。
- ・次のチャート図を使って、同一生計かどうか判断するポイントを見てみましょう。



上で挙げたポイント「同居しているか」「日常生活を成り立たせるための衣食住に関わる費用を負担しているか」の他にも、「相手に収入や資産があるか」など、同一生計の定義に当てはまるかどうかは、各々の状況に応じて判断いただく必要があります。

住宅損害による事故の連絡先

火災や台風、雪、地震などでご契約いただいている物件に被害があった際は、いずれかへご連絡ください。

被災受付のご連絡先

所属・出身の労働組合 または



こくみん共済 coop (全労済) 住宅損害受付センター

☎ 0120-131-459 (24時間受付)

※連絡の際は「日産労連リック火災共済の加入者」であることをお伝えください。

被災受付の後、こくみん共済 coop (全労済) より共済金支払に向けた手続き等をご案内いたします。

よくあるご質問

Q1 被災受付の際は、どのようなことを伝えればいいですか?

A1 「日産労連リック火災共済の加入者」であることを伝えてください。他に、次のような点をおうかがいします。

契約者の情報について

契約者の氏名・生年月日、連絡者の氏名・契約者との関係
今後のご連絡先 など

被害について

被害にあわれた日、物件の住所、被害の原因(火災・台風・地震など)、被害の状況、他の保険会社との契約有無 など

Q2 修理を急ぐ必要があります。先に損害箇所の修理をしてもかまいませんか?

A2 修理をされる前に、修理前の損害状況が確認できる写真撮影をお願いします。

※修理業者による写真撮影でもかまいません。

※損害箇所が写真等で確認できない場合は、共済金のお支払いができないことがあります。

Q3 共済金を請求する際に修理見積書は必要ですか?

A3 損害内容を確認するため原則として修理業者の修理見積書が必要となります。

※事故(災害)による損害の原状回復が前提となるため、以下の費用は(修理見積書に記載されていても)損害額に含めることはできません。また、修理見積書の金額をお支払いできるものではありませんので、ご注意ください。

○損害とは関係ない箇所の追加工事

○グレードアップやリフォーム工事

○事故や災害が原因ではない「経年劣化」や「原因不明」等の損害 など

その他の必要書類は被災受付後に詳細をご案内いたします。

災害に便乗した悪質商法にご注意ください。



住宅修理等に関して、「修理代金は共済金(保険金)で全額支払われる」「共済金の請求を代行する」「共済・保険の代理店で、修理を委託されている」などと言って勧誘する業者とのトラブルが増加しています。

知らない業者からの突然の訪問や不審な電話を受けたときは、その場で契約せず、家族や知人に相談しましょう。

また、困ったとき・不安を感じた時は、お近くの国民生活センターや消費生活センターへご相談ください。

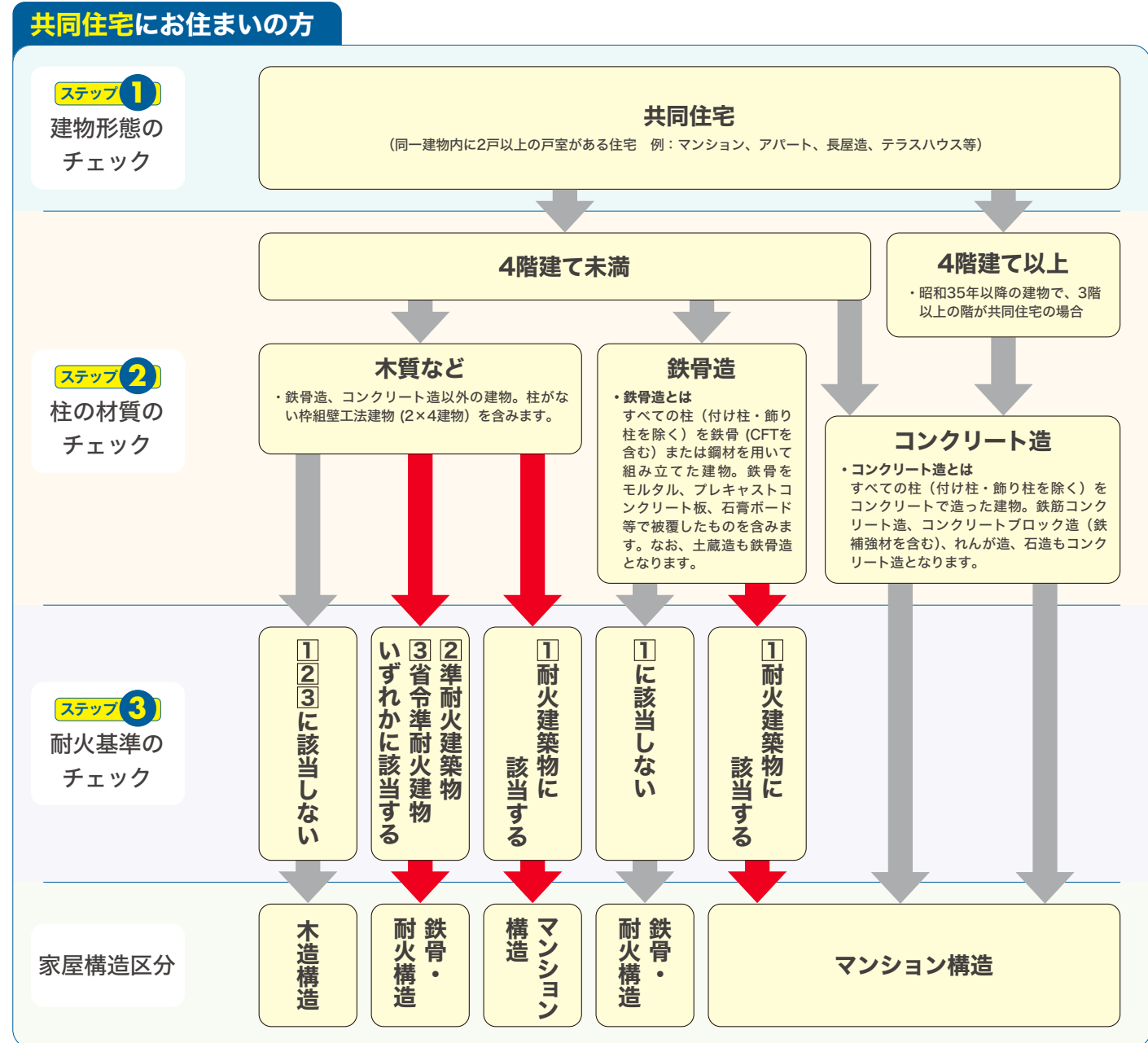
リック火災共済 加入手続きのご説明

(建物構造区分確認ガイド)



建物(家屋)構造区分の確認

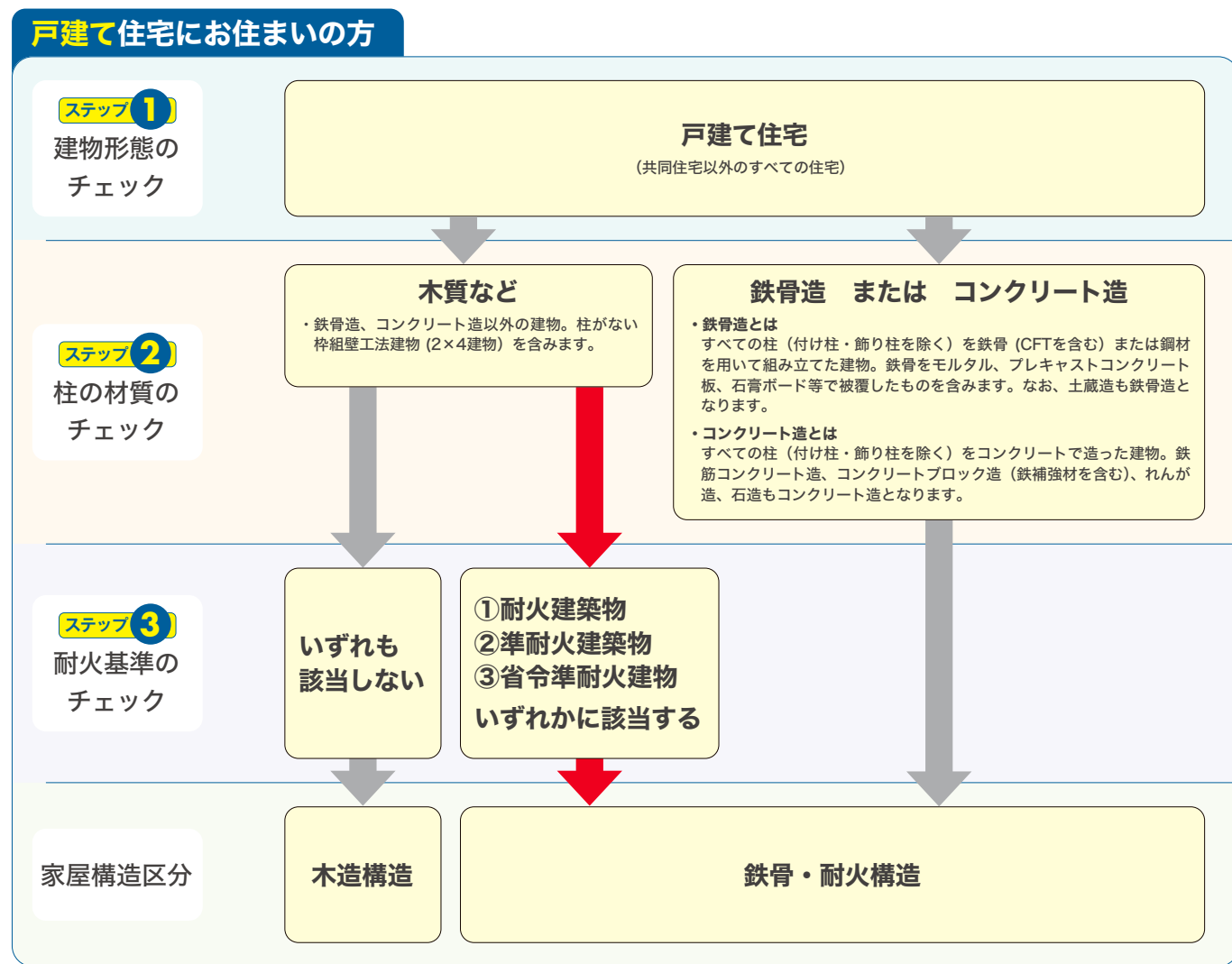
お申込みに向けては「リック火災共済満了通知・新規申込 兼 内容変更届」にお住いの建物構造区分についてステップ1～3にしたがった内容をご記入いただく必要があります。



お願い ステップ3で赤い矢印に進んだ方は耐火基準が確認できる書類を必ず提出してください

建物構造区分のよくある質問

- 「二世帯住宅」の建物形態について
 - 建物内部で行き来できない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。
 - 建物内部で行き来できる二世帯住宅は「戸建て住宅」です。
- 「柱が見えない場合の材質」の確認方法について
 - 建築図面で確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いにしてください。
- 「鉄骨と木の柱が混在している」場合について
 - 「木質など」に該当します。(ただし、付け柱、飾り柱を除く)
 - 「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は「鉄骨造」に該当します。
- 「耐火基準が調べられない場合や、調べてもわからない」場合
 - 耐火基準の確認ができない場合は、耐火基準に該当しないものとして判断してください。
- 「防火地域(または準防火地域)」に住んでいる場合
 - 防火地域(または準防火地域)であっても、ご契約の物件が「耐火基準」に該当しない場合は「耐火基準」が記載された書類などで確認してください。



お願い ステップ3で赤い矢印に進んだ方は耐火基準が確認できる書類を必ず提出してください

「ステップ3 耐火基準」の確認方法(確認事項A)

次の方法でご確認のうえ、「2023年リック火災共済満了通知・新規申込 兼 内容変更届」の確認方法欄に該当する番号をご記入ください。

記入番号	確認方法
1	建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などのコピーの提出が必要です。
3	ハウスメーカー名、住宅名、商品名での確認(耐火基準コードの確認) ※日産労連のホームページ「リック火災共済建物構造区分確認ガイド」(こくみん共済coop(全労済)のホームページにリンク)で確認した4桁のコードを耐火基準コード欄に記入、もしくは「建物構造区分確認書への記入方法」に表示されている内容を申込書に記入してください。

WEBで確認!

お住いの建物の構造区分や耐火基準コードを確認

スマホやパソコンから「構造区分確認ガイド」(こくみん共済coop(全労済)のホームページ)にアクセスし、確認しましょう!

二次元コードから「構造区分確認ガイド」にアクセス
https://www.zenrosai.coop/ss/tateku_guide/index.php

火災保障コース

自然災害 標準コース

自然災害 大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき

掛金と主な保障額



掛金



単位=円


家屋面積	加入できる口数	契約額	掛金 (年額)									
			火災保障コース			自然災害標準コース			自然災害大型コース			
			木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション	
16.5㎡未満 (5坪未満)	1口~4口	1	100万円	600	360	300	900	600	480	1,140	720	600
		2	200万円	1,200	720	600	1,800	1,200	960	2,280	1,440	1,200
		3	300万円	1,800	1,080	900	2,700	1,800	1,440	3,420	2,160	1,800
		4	400万円	2,400	1,440	1,200	3,600	2,400	1,920	4,560	2,880	2,400
33.0㎡未満 (10坪未満)	1口~8口	5	500万円	3,000	1,800	1,500	4,500	3,000	2,400	5,700	3,600	3,000
		6	600万円	3,600	2,160	1,800	5,400	3,600	2,880	6,840	4,320	3,600
		7	700万円	4,200	2,520	2,100	6,300	4,200	3,360	7,980	5,040	4,200
49.5㎡未満 (15坪未満)	1口~12口	8	800万円	4,800	2,880	2,400	7,200	4,800	3,840	9,120	5,760	4,800
		9	900万円	5,400	3,240	2,700	8,100	5,400	4,320	10,260	6,480	5,400
		10	1,000万円	6,000	3,600	3,000	9,000	6,000	4,800	11,400	7,200	6,000
66.0㎡未満 (20坪未満)	1口~16口	11	1,100万円	6,600	3,960	3,300	9,900	6,600	5,280	12,540	7,920	6,600
		12	1,200万円	7,200	4,320	3,600	10,800	7,200	5,760	13,680	8,640	7,200
		13	1,300万円	7,800	4,680	3,900	11,700	7,800	6,240	14,820	9,360	7,800
82.5㎡未満 (25坪未満)	1口~20口	14	1,400万円	8,400	5,040	4,200	12,600	8,400	6,720	15,960	10,080	8,400
		15	1,500万円	9,000	5,400	4,500	13,500	9,000	7,200	17,100	10,800	9,000
		16	1,600万円	9,600	5,760	4,800	14,400	9,600	7,680	18,240	11,520	9,600
99.0㎡未満 (30坪未満)	1口~24口	17	1,700万円	10,200	6,120	5,100	15,300	10,200	8,160	19,380	12,240	10,200
		18	1,800万円	10,800	6,480	5,400	16,200	10,800	8,640	20,520	12,960	10,800
		19	1,900万円	11,400	6,840	5,700	17,100	11,400	9,120	21,660	13,680	11,400
115.5㎡未満 (35坪未満)	1口~28口	20	2,000万円	12,000	7,200	6,000	18,000	12,000	9,600	22,800	14,400	12,000
		21	2,100万円	12,600	7,560	6,300	18,900	12,600	10,080	23,940	15,120	12,600
		22	2,200万円	13,200	7,920	6,600	19,800	13,200	10,560	25,080	15,840	13,200
132.0㎡未満 (40坪未満)	1口~32口	23	2,300万円	13,800	8,280	6,900	20,700	13,800	11,040	26,220	16,560	13,800
		24	2,400万円	14,400	8,640	7,200	21,600	14,400	11,520	27,360	17,280	14,400
		25	2,500万円	15,000	9,000	7,500	22,500	15,000	12,000	28,500	18,000	15,000
148.5㎡未満 (45坪未満)	1口~36口	26	2,600万円	15,600	9,360	7,800	23,400	15,600	12,480	29,640	18,720	15,600
		27	2,700万円	16,200	9,720	8,100	24,300	16,200	12,960	30,780	19,440	16,200
		28	2,800万円	16,800	10,080	8,400	25,200	16,800	13,440	31,920	20,160	16,800
148.5㎡以上 (45坪以上)	1口~40口	29	2,900万円	17,400	10,440	8,700	26,100	17,400	13,920	33,060	20,880	17,400
		30	3,000万円	18,000	10,800	9,000	27,000	18,000	14,400	34,200	21,600	18,000
		31	3,100万円	18,600	11,160	9,300	27,900	18,600	14,880	35,340	22,320	18,600
148.5㎡以上 (45坪以上)	1口~40口	32	3,200万円	19,200	11,520	9,600	28,800	19,200	15,360	36,480	23,040	19,200
		33	3,300万円	19,800	11,880	9,900	29,700	19,800	15,840	37,620	23,760	19,800
		34	3,400万円	20,400	12,240	10,200	30,600	20,400	16,320	38,760	24,480	20,400
148.5㎡以上 (45坪以上)	1口~40口	35	3,500万円	21,000	12,600	10,500	31,500	21,000	16,800	39,900	25,200	21,000
		36	3,600万円	21,600	12,960	10,800	32,400	21,600	17,280	41,040	25,920	21,600
		37	3,700万円	22,200	13,320	11,100	33,300	22,200	17,760	42,180	26,640	22,200
148.5㎡以上 (45坪以上)	1口~40口	38	3,800万円	22,800	13,680	11,400	34,200	22,800	18,240	43,320	27,360	22,800
		39	3,900万円	23,400	14,040	11,700	35,100	23,400	18,720	44,460	28,080	23,400
		40	4,000万円	24,000	14,400	12,000	36,000	24,000	19,200	45,600	28,800	24,000



単位=円


住居人数	加入できる口数	契約額	掛金 (年額)									
			火災保障コース			自然災害標準コース			自然災害大型コース			
			木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション	
1人	1口~5口まで	1	100万円	600	360	300	900	600	480	1,140	720	600
		2	200万円	1,200	720	600	1,800	1,200	960	2,280	1,440	1,200
		3	300万円	1,800	1,080	900	2,700	1,800	1,440	3,420	2,160	1,800
		4	400万円	2,400	1,440	1,200	3,600	2,400	1,920	4,560	2,880	2,400
		5	500万円	3,000	1,800	1,500	4,500	3,000	2,400	5,700	3,600	3,000
2人以上	1口~10口まで	6	600万円	3,600	2,160	1,800	5,400	3,600	2,880	6,840	4,320	3,600
		7	700万円	4,200	2,520	2,100	6,300	4,200	3,360	7,980	5,040	4,200
		8	800万円	4,800	2,880	2,400	7,200	4,800	3,840	9,120	5,760	4,800
		9	900万円	5,400	3,240	2,700	8,100	5,400	4,320	10,260	6,480	5,400
		10	1,000万円	6,000	3,600	3,000	9,000	6,000	4,800	11,400	7,200	6,000

ポイント




手頃な掛金

相互扶助による「全国一律の掛金」です。



家屋の保障

築年数によらず、家屋面積で口数を選択できます。
全国どこでも同条件で加入できます。



家財の保障

一般的な世帯にある家財を買いなおすために必要な金額を、「居住人数」で選択できます。



かんたん見積もり

スマホやパソコンから掛金・保障額を試算できます。

二次元コードから「リック火災共済 WEB 試算ツール」にアクセス



<http://www.ngu.or.jp/lic/kyosai/shisankasai/>

リック火災共済WEB試算ツール

下記の入力欄を「建物形態」から選択・入力してください。
ご希望の条件に合わせた掛金をお見積りします。

建物形態

家屋構造

居住区分

居住人数

家財口数

家財口数

※木造、マンション、アパートも選択可

見積りに、契約内容も記載してください

見積り額 (単位を記入してください)

リック火災共済簡易見積もり

お見積書

試算日 2022年4月14日

建物形態 戸建

家屋構造 木造

居住区分 持ち家

居住人数 4人

家財口数 28口

家財口数 10口

自然災害 (大型) コース

基本保障年額 43,320円

個人賠償責任特約

WEBで確認!

日産労連リック局



火災保障コース

自然災害標準コース

自然災害大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき

保障額

火災等による損害

火災等 共済金	損害の程度	支払額
	全焼損（家屋の70%以上の焼破損）	契約額の全額を給付 100万円×契約口数（家屋+家財）
半焼損・一部焼損（家屋の70%未満の焼破損）	契約額の範囲内で損害額（再取得価格）を給付	

地震等による損害

■自然災害標準コース 損害額を超過してお支払いはできません

地震等共済金	損害区分	損害の程度	契約口数(家屋+家財) 1口あたりの共済金	支払限度額
	全壊・全焼	70%以上	80,000円	400万円
大規模半壊・大規模半焼	50%~70%未満	48,000円	240万円	
半壊・半焼	20%~50%未満	40,000円	200万円	
一部壊・一部焼	100万円超	8,000円	40万円	
地震等特別共済金	家屋の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり一律 30,000円		

※「地震等特別共済金」は、地震等共済金が支払われない場合で、かつ家屋・家財の契約口数が5口以上の場合に限ります。

■自然災害大型コース 損害額を超過してお支払いはできません

地震等共済金	損害区分	損害の程度	契約口数(家屋+家財) 1口あたりの共済金	支払限度額
	全壊・全焼	70%以上	120,000円	600万円
大規模半壊・大規模半焼	50%~70%未満	72,000円	360万円	
半壊・半焼	20%~50%未満	60,000円	300万円	
一部壊・一部焼	100万円超	12,000円	60万円	
地震等特別共済金	家屋の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり一律 45,000円		
付属建物等特別共済金	付属建物・付属工作物に20万円を超える損害があった場合	1世帯あたり一律 30,000円		

※「地震等特別共済金」は、地震等共済金が支払われない場合で、かつ家屋・家財の契約口数が5口以上の場合に限られます。
※「付属建物等特別共済金」は、家屋の契約口数が5口以上の場合に限ります。

給付金の計算例

加入内容▶ 家屋20口(2,000万円)、家財10口(1,000万円) 合わせて30口(3,000万円)に加入

被害例 風水害により「一部壊」の被害に遭われた場合(家屋150万円、家財60万円の被害)

■火災保障コース

風水害等共済金	30口×㉗24,000円=72万円となりますが、支払限度額は40万円のため、給付金額は40万円
臨時費用共済金	風水害等共済金①の15%=6万円
給付金額	風水害等共済金+臨時費用共済金=46万円

■自然災害大型コース

風水害等共済金①	30口×㉗16,000円=48万円となりますが、支払限度額は40万円のため、給付金額は40万円
臨時費用共済金	風水害等共済金①の15%=6万円
風水害等共済金②	家屋と家財に被害があったため、それぞれの被害額より認定 家屋：20口×㉗56,000円=112万円 家財：10口×㉗28,000円=28万円
給付金額	風水害等共済金①+臨時費用共済金+風水害等共済金②=186万円



風水害等による損害

■火災保障コース 損害額を超過してお支払いはできません

風水害等共済金①	損害区分	損害の程度	契約口数(家屋+家財) 1口あたりの共済金	支払限度額
				家屋・家財の両方に加入している場合
全壊・流失	70%以上	180,000円	300万円	
	半壊	20%~70%未満	90,000円	150万円
一部壊	100万円超	㉗24,000円	40万円	
	50万円超~100万円以下	12,000円	20万円	
	20万円超~50万円以下	6,000円	10万円	
	10万円超~20万円以下	3,000円	5万円	
床上浸水	全床面50%以上	150cm以上	90,000円	150万円
		100cm~150cm未満	60,000円	100万円
		70cm~100cm未満	42,000円	70万円
		40cm~70cm未満	30,000円	50万円
	全床面50%未満	40cm未満	18,000円	30万円
		100cm以上100cm未満	18,000円	30万円
100cm未満	6,000円	10万円		
付属建物等風水害共済金	風水害により付属建物・付属工作物に10万円をこえる損害があった場合		1世帯あたり一律 20,000円	

※「付属建物等風水害共済金」は、家屋の契約口数が4口以上の場合に限ります。

■自然災害標準コース 損害額を超過してお支払いはできません

風水害等共済金①	損害区分	損害の程度	契約口数(家屋+家財) 1口あたりの共済金	支払限度額
				家屋・家財の両方に加入している場合
全壊・流失	70%以上	120,000円	300万円	
	半壊	50%~70%未満 30%~50%未満 20%~30%未満	60,000円	150万円
一部壊	100万円超	16,000円	40万円	
	50万円超~100万円以下	8,000円	20万円	
	20万円超~50万円以下	4,000円	10万円	
	10万円超~20万円以下	2,000円	5万円	
床上浸水	全床面50%以上	150cm以上	60,000円	150万円
		100cm~150cm未満	40,000円	100万円
		70cm~100cm未満	28,000円	70万円
		40cm~70cm未満	20,000円	50万円
	全床面50%未満	40cm未満	12,000円	30万円
		100cm以上100cm未満	12,000円	30万円
100cm未満	4,000円	10万円		
付属建物等風水害共済金	風水害により付属建物・付属工作物に10万円をこえる損害があった場合		1世帯あたり一律 20,000円	

※「付属建物等風水害共済金」は、家屋の契約口数が5口以上の場合に限ります。

■自然災害大型コース 損害額を超過してお支払いはできません

風水害等共済金①	損害区分	損害の程度	契約口数(家屋+家財) 1口あたりの共済金	支払限度額
				家屋・家財の両方に加入している場合
全壊・流失	70%以上	120,000円	300万円	
	半壊	50%~70%未満 30%~50%未満 20%~30%未満	60,000円	150万円
一部壊	100万円超	㉗16,000円	40万円	
	50万円超~100万円以下	8,000円	20万円	
	20万円超~50万円以下	4,000円	10万円	
	10万円超~20万円以下	2,000円	5万円	
床上浸水	全床面50%以上	150cm以上	60,000円	150万円
		100cm~150cm未満	40,000円	100万円
		70cm~100cm未満	28,000円	70万円
		40cm~70cm未満	20,000円	50万円
	全床面50%未満	40cm未満	12,000円	30万円
		100cm以上100cm未満	12,000円	30万円
100cm未満	4,000円	10万円		
付属建物等風水害共済金	風水害により付属建物・付属工作物に10万円をこえる損害があった場合		1世帯あたり一律 20,000円	

※「付属建物等風水害共済金」は、家屋の契約口数が5口以上の場合に限ります。

ご注意

火災保障コースの風水害等共済金①は家屋または家財いずれかのご加入しかない場合には支払限度額は半額となります。

風水害等共済金②	1口あたりの共済金	支払限度額
	家屋・家財の両方に加入している場合	
200,000円	1,000万円	
140,000円	700万円	
100,000円	500万円	
60,000円	300万円	
40,000円	200万円	
20,000円	100万円	
8,000円	40万円	
4,000円	20万円	
100,000円	500万円	
72,000円	360万円	
60,000円	300万円	
40,000円	200万円	
20,000円	100万円	
20,000円	100万円	
6,000円	30万円	

※一部壊は家屋と家財それぞれの被害額により認定し、支払います。

風水害等共済金②	1口あたりの共済金	支払限度額
	家屋・家財の両方に加入している場合	
280,000円	1,400万円	
196,000円	980万円	
140,000円	700万円	
84,000円	420万円	
56,000円㉗	280万円	
28,000円㉗	100万円	
11,200円	50万円	
5,600円	20万円	
140,000円	700万円	
100,800円	504万円	
84,000円	420万円	
56,000円	280万円	
28,000円	140万円	
28,000円	140万円	
8,400円	42万円	
付属建物等特別共済金	風水害により付属建物・付属工作物に10万円を超える損害があった場合	1世帯あたり一律 30,000円

※一部壊は家屋と家財それぞれの被害額により認定し、支払います。

※「付属建物等特別共済金」は、家屋の契約口数が5口以上の場合に限ります。

ご契約のてびき

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた日産労連の規則および全国労働者共済生活協同組合連合会の事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除きます。)・細則(以下、規約および細則と記載します。)によって定まります。なお、規約および細則につきましては日産労連のホームページよりご覧ください。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、日産労連またはこくみん共済coop(全労済)^(注)までお問い合わせください。

各項目に記載しています	
	契約概要 共済商品の内容をご理解いただくための事項
	注意喚起情報 ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明

- 【契約者】**日産労連およびこくみん共済coop(全労済)と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。
- 【共済契約関係者】**契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
- 【生計を一にする(同一生計)】**日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
- 【共済金受取人】**共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
- 【支払事由】**共済金が支払われる事由をいいます。
- 【発効日】**申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

- 【保障の対象】**契約により保障されるものをいいます。
- 【契約内容確定通知】**契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。
- 【再取得価額】**被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要なこくみん共済coop(全労済)が定めた標準的な価額をいいます。
- 【損壊】**壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
- 【床上浸水】**居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

商品のしくみ

1 リック火災共済について

リック火災共済は、日産労連とこくみん共済coop(全労済)がそれぞれの規則・規約にもとづいて実施する制度です。お引き受けしたご契約に関しては、それぞれの規則・規約にもとづいて契約上の責任を負います。詳細については、日産労連までお問い合わせください。

制度の呼称	対応する規則ならびに規約および細則
リック火災共済	(日産労連)リック火災共済規則 (こくみん共済coop(全労済))風水害等給付金付火災共済規約および同細則、 自然災害共済規約および同細則
個人賠償責任特約	個人賠償責任共済規約および同細則

2 保障の概要

(1) 火災保障コース・自然災害コース共通

ご契約の家屋や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は家屋と家財のそれぞれにおいて、家屋は1棟ごとに、家財は1棟の家屋内に収容されている家財ごとに契約します。

(2) 自然災害コース(標準・大型)

ご契約の家屋や家財に地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。家屋ごと、家財ごとでの加入となります。なお、加入できるコースは標準コースまたは大型コースのいずれかの契約のみになり、同一物件に複数のコースの加入はできません(家屋1棟に対して複数の契約がある場合には、同一コースに統一して加入ください)。大規模地震対策特別措置法にもとづき警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する家屋または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

●基本保障、任意でセットできる特約

	基本保障		+	任意でセットできる特約		
	火災保障コース	自然災害コース (標準・大型)		類焼損害保障特約	盗難保障特約	借家人賠償責任特約
火災等	○	○				
風水害等	△	○				
地震等	×	○				

*△は“○”に比べて保障額が少なくなることを意味します。“×”は保障されません。
※各特約は各契約コース5口以上加入する場合に利用することができます。
※盗難保障特約は、火災保障コースの家屋契約のみ加入の場合はセットすることはできません。また、自然災害標準・大型コースには盗難保障が付帯されていますので、盗難保障特約に加入できません。
※借家人賠償責任特約は、自家・貸家の方はセットすることはできません。

3 加入口数

家屋は40口(4,000万円)、家財は10口(1,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に1口単位で加入できます。
※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

基本保障・保障の対象など

1 基本保障

●火災保障コース、自然災害標準・大型コース共通の共済金

共済金の種類		共済金をお支払いする場合(支払事由)
損害共済金	火災等共済金	保障の対象に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、家屋外部からの物体の落下・飛来
	風水害等共済金	保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2.に該当する場合 1.家屋の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および家屋外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家屋内部のみの損害を除きます) 2.家屋が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風(竜巻含む)、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
	持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等)もっぱら通路に利用されているものを除きます)内において火災等による損害が生じた場合
費用共済金	臨時費用共済金	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
	失火見舞費用共済金	保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
	水道管凍結修理費用共済金 (家屋の加入口数が、火災保障コースは4口、自然災害標準・大型コースに5口以上の場合)	保障の対象である家屋の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除きます)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
	バルコニー等修繕費用共済金 (家屋契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)	保障の対象である家屋の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
	漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ)	保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋から発生した事故(火災、破裂・爆発は除きます)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
	修理費用共済金 (マンション構造のみ)	借用家屋に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
特別共済金	住宅災害死亡共済金	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
	風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合 1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2.風呂釜が使用不能になったとき
	付属建物等風水害共済金 (家屋の加入口数が、火災保障コースは4口、自然災害標準・大型コースに5口以上の場合)	風水害等により保障の対象である家屋の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合

火災保障コース

自然災害
標準コース

自然災害
大型コース

ご案内
特約保障の

物件
共有名義

確認ガイド
建物構造区分

主な保障額

ご契約の
てびき

● 自然災害標準・大型コースを選択した場合に追加となる共済金

共済金の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）
風水害等共済金	保障の対象に風水害等による損害が生じ、次の 1. ～ 3. に該当する場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 1. 家屋の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および家屋外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家屋内部のみの損害を除きます） 2. 家財の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および家屋外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます） 3. 家屋が床上浸水を被った場合
損害共済金	盗難により次の 1. ～ 3. のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1. 保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2. 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3. 保障の対象である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたす場合 （1）共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと （2）盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合 ※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊
費用共済金	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金を支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合
特別共済金	地震等特別共済金 （家屋および家財の合計加入口数が5口以上の場合） <p>地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、家屋に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合</p> 付属建物等特別共済金 ※大型コースのみ （家屋の加入口数5口以上の場合） <p>保障の対象である家屋の付属建物または付属工作物が次の1.または2.に該当する場合 1.風水害等による損害額が10万円を超える場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 2.地震等による損害額が20万円を超える場合</p>

共済金をお支払いできない主な場合
<p>火災保障コース、自然災害標準・大型コース共通の共済金 次のいずれかの事由により生じた損害 1.発効日以前に生じた損害 2.家屋の欠陥および老朽化にともなう雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり 3.契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失 4.保障の対象である家財（持ち出し家財を除きます）が、保障の対象である家財を収容する家屋外にある間に生じた事故 5.火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難 6.置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故 7.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等 8.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 9.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 10. 9.以外の放射線照射または放射能汚染 11. 7. ～ 10.の事由により発生した事故の延焼または拡大 12.発生原因がいかなる場合でも、7. ～ 10.の事由による事故の延焼または拡大 13. 7. ～ 10.の事由に伴う秩序の混乱 14.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金） 15.借用家屋の改築、増築または取りこわし等の工事（借家人賠償責任特約） 16.次の損害賠償責任を負担することにより被った損害（借家人賠償責任特約） （1）被共済者と借用家屋の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 （2）被共済者が借用家屋を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任 17.共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意（類焼損害保障特約） 18.類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます）（類焼損害保障特約）</p> <p>【個人賠償責任特約】 次のいずれかの損害への賠償責任 1.被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害 2.暴行または殴打に起因する損害 3.職務従事に起因する損害 4.被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害 5.心神喪失に起因する損害 6.自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害 7.地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 など</p>

<p>自然災害標準・大型コースを選択した場合に追加となる共済金 次のいずれかの事由により生じた損害 1.【火災保障コース、自然災害標準・大型コース共通の共済金】の「共済金をお支払いできない主な場合」1. ～ 4.の事由 2.風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難 3.家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難 4.持ち出し家財である自転車および原動機付自転車、バイクの盗難 5.【火災保障コース・自然災害標準・大型コース共通の共済金】の「共済金をお支払いできない主な場合」8. ～ 10.の事由、8. ～ 10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8. ～ 10.の事由による事故の延焼または拡大、および8. ～ 10.の事由に伴う秩序の混乱 6.地震等が発生した日から10日を経過した後生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金） 7.原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの（傷害費用共済金） 8.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金） など</p>

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含みます。

自然災害標準・大型コースを選択した場合に追加となる共済金が削減される場合

1回の風水害等または地震等による所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた下記の総支払限度額を超える場合は、共済金を削減してお支払いします。

総支払限度額	風水害等…600億円(※1)	地震等…5,500億円(※2)
--------	----------------	-----------------

こくみん共済 coop（全労済）では大規模な台風や地震などに備えるために異常危険率準備金や再保険の手配を行っていますが、風水害等または地震等

（※1）この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

（※2）この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

によって共済事故が異常に発生し、やむを得ず所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。また、共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

2 お支払いする共済金の額

⇒P3～10、19～20をご確認ください。

3 特約の概要

リック火災共済にセット加入できる特約の概要は次のとおりです。

	内 容	セット加入の条件
借家人賠償責任特約	借用家屋の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用家屋に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。	リック火災共済（家財）に5口以上加入し、次の (1) ～ (3) のすべてに該当する場合に加入できます。 (1) 借用家屋に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき (2) 借用家屋が共済契約関係者の所有でないとき (3) 被共済者と借用家屋の貸主との間で、借用家屋の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は、借用家屋の借主となります。なお、借用家屋の借主は共済契約関係者でなければなりません。
類焼損害保障特約	契約している家屋から発生した火災、破裂または爆発により近隣の家屋およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その家屋および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。	リック火災共済に5口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。
盗難保障特約	盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障対象となり、家屋部分については保障の対象外です）。	リック火災共済（火災保障コース）の加入で家財に5口以上加入している場合に加入できます。 ※リック火災共済の家屋契約のみの加入、または、自然災害コースに加入している場合は加入することができません。
個人賠償責任特約	日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。 （1）日常生活における偶然な事故 （2）被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故 【被共済者の範囲】 損害の原因となった事故発生時において、次に該当する方。 （1）主たる被共済者（＝火災共済の契約者） （2）主たる被共済者の配偶者 （3）主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族 （4）主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子 （5）被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者を含みます。） ※未婚とはこれまでに婚姻歴のないことをいいます。	リック火災共済に5口以上加入している場合に加入できます。

4 保障の対象

家 屋
共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の家屋または事務所・店舗等併用家屋 ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。 ※民泊（家屋を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、人が居住している家屋に該当しないため、加入できません。なお、共済契約関係者が居住される場合でも、共済契約関係者ももっぱら居住する部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用家屋の扱いについて
事務所・店舗等併用家屋で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用家屋の場合は、事務所、店舗等含め家屋全体を対象に加入できます）。

<ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合 <input checked="" type="checkbox"/> 次の用途を兼ねる家屋 <ul style="list-style-type: none">常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舍・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娛樂場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

家屋の構造について
構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない家屋	マンション構造に該当しない家屋で下記1.～4.のいずれか <p>1.次のいずれかに該当する家屋 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 2.耐火建築物（戸建てのみ） 3.準耐火建築物（戸建て・共同家屋） 4.省令準耐火建物（戸建て・共同家屋）</p>	下記1.または2.のいずれか <p>1.下記のいずれかに該当する共同家屋 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 2.耐火建築物の共同家屋</p>

家 財
共済契約関係者が居住する日本国内の家屋に収容される共済契約関係者が所有する家財 ※事務所・店舗等併用家屋の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限りります。 ※貸家の場合は家財には加入できません。
保障の対象とならない家屋・家財（抜粋） <ul style="list-style-type: none">通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など ●事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など ●稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など ●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ●空家・別荘等、人が居住していない家屋およびその家屋内の家財 ●法人名義の家屋

火災保障コース

自然災害標準コース

自然災害大型コース

ご案内	特約保障の
-----	-------

物件	共有名義
----	------

確認ガイド	建物構造区分
-------	--------

主な保障額	掛金と
-------	-----

てびき	ご契約の
-----	------

5 共済期間および保障の開始

契約概要

注意喚起情報

共済期間

共済期間は1月1日から12月31日までの1年です。ただし、更新日にご契約の家屋または家財が、保障の対象の範囲外である場合は加入できません。

保障の開始と初回掛金

日産労連およびこくみん共済 coop（全労済）が加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は契約内容確定通知の発行に代えさせていただきます。

（一斉募集について）

- 初回の1月5日に引き落とし、その月の1日から保障を開始します。

（期中加入について）

- 口座振替（口振）により初回掛金を払い込む場合
申込書の受付日（消印日）の毎月15日にまでに受理した申込みについて翌月5日に引き落とし、その月の1日から保障を開始します。
- 振込みにより初回掛金を払い込む場合
新築、購入などの理由で加入をお急ぎの場合は、加入月分の掛金を日産労連が指定する口座にお振込みいただくことで保障を開始します。

1 掛金と払込方法

1 掛金

契約概要

注意喚起情報

1口あたりの掛金額および特約の掛金額は⇒**P.9～10、P.17～18**をご確認ください。

2 掛金の払込方法

契約概要

注意喚起情報

半年払いの場合

年間掛金を前期と後期の年2回に分け、6ヶ月分を一括して契約者の登録口座から引き落としします。引き落とし時期は前期が1月5日とし、1月1日から6月30日までの分、後期が7月5日とし、7月1日から12月31日までの分とします。ただし、指定された期日に引き落としができなかった場合、2回目以降の再引き落とし手数料は契約者負担とします。

月払いの場合

毎月5日の引き落とし手数料を契約者が負担することにより、年間掛金を12回に分けて契約者の登録口座から引き落としします。まず、払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

※いずれの払込方法を選択した場合でも、「特約の掛金」については「半年払い」のみとなります。

3 掛金の払込猶予期間

注意喚起情報

払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務（加入申込書（満了通知）の記入上の注意事項）

注意喚起情報

申込書は日産労連およびこくみん共済 coop（全労済）と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

契約申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、保障の対象の所在地（火災保障コース、自然災害コースの場合）、主たる被共済者の氏名（個人賠償責任特約の場合）、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。電磁的記録による場合は、こくみん共済 coop までお問い合わせください。

3 規則ならびに規約および細則の変更について

注意喚起情報

日産労連およびこくみん共済 coop は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。規則ならびに規約および細則を改正した場合には、更新日時点における規則ならびに規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出

注意喚起情報

契約者は次の場合、日産労連およびこくみん共済 coop（全労済）へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合
- リック火災共済、個人賠償責任特約と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- 家屋または家財を収容する家屋の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 保障の対象を移転または変更するとき
- 保障の対象である家屋の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する家屋の滅失、解体したとき
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 保障の対象の範囲外になったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で日産労連およびこくみん共済 coop（全労済）が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために

注意喚起情報

契約者に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。詳しくは日産労連またはこくみん共済 coop（全労済）までお問い合わせください。

3 契約の解約・取り消し・消滅

注意喚起情報

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の解約届を提出してください。
- 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

4 契約の無効

注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。②の共済金の不法取得目的による無効の場合、掛金はお返ししません。

各契約コース・特約共通

- ① 保障の対象が契約の発効日または更新日において、保障の対象の範囲外 のとき
- ② 契約の発効日において、保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
- ③ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「特約の概要」の表にある借家人賠償責任特約の加入条件のいずれかを満たしていないとき（借家人賠償責任特約）

自然災害標準・大型コース

火災保障コースから自然災害標準・大型コースに切り替える場合、自然災害標準・大型コースに新規加入又は増口した部分については上記に加え、次に該当する場合も、無効となります。

- ④ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申

5 契約の解除

注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- ① 共済金受取人（個人賠償責任特約の場合は損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- ② 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ③ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると

認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき

- ④ 前記①～③までのいずれかに該当するほか、日産労連およびこくみん共済 coop（全労済）との信頼関係が損なわれ、日産労連およびこくみん共済 coop（全労済）が、契約の存続を不相当と判断したとき
- ⑤ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

^{*1} 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
^{*2} 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。※前記④の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について

注意喚起情報

自然災害標準・大型コースの地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書（共済掛金証明書）は、毎年10月頃発行します。

7 割り戻し金

事業年度ごとに決算を行い、剰余金が生じた場合、11月末までに原則として割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象です）。

※契約の締結に際して、割り戻し金のお戻しをお約束するものではありません。※自然災害標準・大型コースにて引き受けを行う「こくみん共済 coop（全労済）自然災害共済」および「こくみん共済 coop（全労済）個人賠償責任共済」には、割り戻し金はありません。

8 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い

注意喚起情報

リック火災共済、個人賠償責任特約（こくみん共済 coop（全労済））のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約に加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

火災保障コース

自然災害標準コース

自然災害大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき